

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)新旧対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する_____</p> <p>_____児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は小規模住居型児童養育事業を行う事業所並びに同法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童相談所</p> <p>ウ～サ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>シ アからサまで掲げる施設のほか、これらに類する施設として規則で定める施設</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>上り用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(9) <u>上り用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられて水栓から供給される水をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する<u>児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設</u>、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は小規模住居型児童養育事業を行う事業所並びに同法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設_____、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童相談所</p> <p>ウ～サ (略)</p> <p>シ <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設</u></p> <p>ス アからシまで掲げる施設のほか、これらに類する施設として規則で定める施設</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>上がり用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(9) <u>上がり用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられて水栓から供給される水をいう。</p>

(10) (略)

(11) 循環式浴槽 ろ過器 を使用して浴槽水として利用された湯水を循環させる設備により湯水が注入される浴槽をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(旅館及び公衆浴場における基準)

第3条 旅館業法第4条第2項の措置の基準(入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合には、第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。

(1) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を設置している場合にあっては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(2) (略)

(3) 洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する設備 を設置している場合にあっては、当該設備 を定期的に清掃すること。

(4)・(5) (略)

(10) (略)

(11) 循環式浴槽 ろ過器等 を使用して浴槽水として利用された湯水を循環させる設備により湯水が注入される浴槽をいう。

(12) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等微細な異物を除去する装置をいう。

(13) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の毛髪等異物を捕集する網状の装置をいう。

(14) 貯湯槽 原湯等入浴のために使用する温水を貯留する槽をいう。

(15) オーバーフロー水 浴槽からあふれた湯水をいう。

(旅館及び公衆浴場における基準)

第3条 旅館業法第4条第2項の措置の基準(入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合には、第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。

(1) 貯湯槽 を設置している場合にあっては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(2) (略)

(3) 洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度を調節するための槽 (以下「調節箱」という。) を設置している場合にあっては、調節箱 を定期的に清掃すること。

(4)・(5) (略)

(6) 浴槽水の消毒に当たっては、規則で定める場合を除き、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。

(7) (略)

(8) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水(利用者ごとに完全に換水し、その都度清掃している浴槽内の浴槽水を除く。次号において同じ。)は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(9) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水は、前号の規則で定める基準に適合しているかどうかについて次に掲げるところにより水質検査を行い、その検査の結果は、検査の日から3年間保管すること。

ア 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽内の浴槽水にあつては、1年に1回以上

イ (略)

(10)～(13) (略)

(14) 循環式浴槽を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア・イ (略)

ウ ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

エ (略)

(6) 浴槽水の消毒に当たっては、規則で定める場合を除き、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、規則で定める基準に適合させる

_____とともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。

(7) (略)

(8) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水(利用者ごとに完全に換水し、その都度清掃している浴槽内の浴槽水を除く。次号において同じ。)は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(9) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、前号の規則で定める基準に適合しているかどうかについて次に掲げるところにより水質検査を行い、その検査の結果は、検査の日から3年間保管すること。

ア 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽内の浴槽水にあつては、1年に1回以上

イ (略)

(10)～(13) (略)

(14) 循環式浴槽を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア・イ (略)

ウ ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

エ (略)

(新設)

オ 浴槽からあふれた湯水 を回収するために設置する回収槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は、入浴のために使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒すること。

カ～ク (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(15) (略)

2 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の構造設備の基準(入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。

オ 循環配管は、図面等によりその設置の状況を正確に把握し、不要な配管は、除去し、又は通水しないこととする措置をとること。

カ オーバーフロー水及びオーバーフロー水 を回収するために設置する回収槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は、入浴のために使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の内部、オーバーフロー水の配管等オーバーフロー水の流路の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒すること。

キ～ケ (略)

コ 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(15) 配管を要する水位計を設置している場合にあっては、その配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(16) シャワーを設置している場合にあっては、規則で定める基準により衛生に必要な措置をとること。

(17) (略)

2 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の構造設備の基準(入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貯湯槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。

イ 完全に排水が行える構造であること。

